

令和5年5月1日

登校停止の取り扱いについて（令和5年5月8日以降）

教務・学生室

指定感染症にり患した場合、学校保健安全法に基づき大学への出席（登校）停止となります。新型コロナウイルス、インフルエンザの登校停止の取り扱いについては下記のとおりとします。そのほかの指定感染症については、本学公式 HP を確認してください。

記

（登校停止とする場合と期間）

学校保健安全法第19条に基づき、登校停止として取り扱います（同法同条に規定された「出席停止」について、本学では分かりやすいように「登校停止」と読み替えています）。

	登校停止とする場合	登校停止の期間
①	学生本人が新型コロナウイルスに感染した場合	国が指定する療養期間 発症日（0日目）から5日間が経過し、かつ症状が軽快してから1日以上経過すれば療養解除。6日以上療養が必要な場合は、医師の診断書があること。
②	学生本人がインフルエンザに感染した場合	国が指定する療養期間 発症日（0日目）から5日間が経過し、かつ解熱した後、2日以上経過すれば療養解除。6日以上療養が必要な場合は、医師の診断書があること。

（登校停止手続きについて）

- ①登校停止事由に該当したことをフォームで報告

フォーム URL： <https://forms.office.com/r/qTGfyM9ryp>

- ②学生本人が「(様式) 新型コロナウイルス、インフルエンザ患報告書」に記入

(様式) はポータルで配信

- ③学生本人が「(様式) 新型コロナウイルス、インフルエンザ患報告書」を担当教員に提出

※登校停止解除後の最初の授業で必ず手渡しする。

（その他）

そのほかの指定感染症については、大学公式 HP を確認すること

大学公式 HP

<https://www.suac.ac.jp/forstudents/studentlife/doctor-insurance/>

（留意事項）

- ・登校停止となった場合でも遠隔授業は受講してください（体調不良等で受講が困難な場合には教務・学生室に相談してください）。